

新型コロナウイルス感染症に関する 商品改定のご案内

このたびの新型コロナウイルス感染症に罹患された皆さまおよび感染拡大により影響を受けられた皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

昨今の新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を踏まえ、共栄火災では以下のとおり商品改定を実施いたします。

1. 改定内容

感染症を原因とする利益損失・費用等を補償する各種特約について、新型コロナウイルス感染症に汚染された場合等による休業損失や消毒等の費用を定額でお支払いする商品改定を実施します。

保険の対象となる施設等が、新型コロナウイルス感染症の原因となる病原体に汚染された場合やその疑いがある場合で、保健所その他の行政機関による施設の消毒、立入り制限その他の処置により、営業が休止または阻害されたために生じた損失について、定額で20万円の緊急対応費用保険金をお支払いします。

2. 対象商品

保険始期（危険開始日）が2020年8月1日以降となるご契約で、下表の特約を契約される場合、新型コロナウイルス感染症に関する費用を補償する追加特約を自動セットします。

商品	特約等
企業財産保険	食中毒・特定感染症利益補償特約（企業財産保険用）
企業費用・利益総合保険	食中毒・特定感染症利益補償特約
雇用安心保険	雇用安心保険特約
生産物賠償責任保険	食中毒・特定感染症利益補償特約
店舗賠償責任保険	食中毒・特定感染症利益補償特約
旅館賠償責任保険	食中毒・特定感染症利益補償特約
企業総合賠償責任保険（商売の達人）	食中毒・特定感染症利益補償特約
食品事業者総合保険（農業応援隊）	休業補償特約

（注）保険始期日前に生じた事故に対しては保険金をお支払いできません。

3. ご留意いただきたい事項

- 新型コロナウイルス感染症の感染防止等を目的として、被保険者が自主的に営業を休止した場合や都道府県知事その他の行政機関からの要請、指示等に基づき、営業を休止したために生じた損失に対しては、緊急対応費用保険金をお支払いできません。
- これまで共栄火災で締結されたご契約がなく、新規でご契約いただく場合、保険始期（危険開始日）の初日を含めて14日以内に発生した事故による損失に対しては、緊急対応費用保険金をお支払いできません。
- 緊急対応費用保険金は、保険期間を通じて20万円が限度となります。

4. 保険料

本改定に伴う追加の保険料はございません。

5. 請求方法

事故が起こった場合は、ただちに共栄火災または取扱代理店までご連絡ください。

- このご案内は対象のご契約の商品改定をご説明したものです。商品の詳細は、各商品のパンフレットをご覧ください。
- ご契約の際には、必ず「重要事項説明書」をお読みください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または共栄火災にお問い合わせください。

共栄火災海上保険株式会社

本社 / 〒105-8604 東京都港区新橋1-18-6

ホームページ <https://www.kyoeikasai.co.jp/>

お問い合わせ先

PB017700 (2008新)
B20-0437-20210611